

教育諸課題に対応する教員の基礎定数化が実現！

＝平成 29 年度予算に関連する義務標準法等の一部を改正する法案＝

2月7日、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定された。

義務標準法等の一部を改正する法律案の概要（全日教連要約・抜粋）

法律案の趣旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善**を図ることに
より、**複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化**を一体的に推進

法律案の概要

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒 13 人に 1 人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒 18 人に 1 人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者 6 人に 1 人）
- ・ 少数指導等の推進のための基礎定数の新設（右図を参照）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

指導方法工夫改善	
在籍児童生徒数	乗ずる数
200～299	0. 25
300～599	0. 50
600～799	0. 75
800～1199	1. 00
1200～	1. 25

○ 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

○ 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加える等の規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備
(社会教育法の一部改正)

(詳しくは http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1381782.htm)

平成 29 年度予算案で、平成 29 年度から 38 年度の 10 年間で、加配定数（平成 28 年度 約 6 万 4 千人）の約 3 割を基礎定数化することが示され、今回、閣議決定を経て、それに関連する教職員定数の充実についての法律の一部改正の概要が明らかになった。これにより、通級による指導や外国人児童生徒等指導については、教職員を安定的・計画的に配置できることになる。また、少数指導や TT 等の指導方法工夫改善についても、加配でなく基礎定数で配置される。その他、事務の共同実施や学校運営協議会についても改善されることとなる。

しかし、学校現場ではまだ教育諸課題は山積しており、教職員が子供と向き合う時間を確保し、次期学習指導要領の実施に向けて今後とも充実した教育活動となるためには、更なる教職員の定数改善や、「チーム学校」の推進、学校現場の業務改善への方策等で、教職員本来の職務に専念できる教育環境の実現が必要である。

全日教連は、学校現場の実状を伝えるとともに、今後更に教育環境が抜本的に改善されるように、引き続き文部科学省等の関係諸機関や国会議員に対して要望していく。